

令和 7 年度
志木市立小・中学校使用済 GIGA
スクール端末売却

(一般競争入札) 実施要領

令和 7 年 1 0 月
志木市教育政策部学校教育課

目 次

事業者決定までのスケジュール	・ ・ ・ ・	1
募集要領	・ ・ ・ ・	2
(様式)		
入札参加申込書 (第 1 号様式)	・ ・ ・ ・	7
誓約書 (第 2 号様式)	・ ・ ・ ・	8
入札書 (第 3 号様式)	・ ・ ・ ・	9
質問書 (第 4 号様式)	・ ・ ・ ・	1 0
入札参加辞退届 (第 5 号様式)	・ ・ ・ ・	1 1
委任状 (第 6 号様式)	・ ・ ・ ・	1 2
入札保証金返還請求書 (第 7 号様式)		1 5
(資料)		
物品売買 (単価) 仮契約書 (案)	・ ・ ・ ・	1 6

事業者決定までのスケジュール

1 募集要領の公開

令和7年10月10日（金）から
志木市ホームページからダウンロードできます。

2 質問書について

【質問書の提出について】

令和7年10月17日（金）午前10時まで
電子メールで提出してください（g-kyouiku@city.shiki.lg.jp）。

【質問書に対する回答について】

令和7年10月22日（水）までに全ての質問と回答を市のホームページに掲載します。

ただし、質問がない場合は省略します。

3 入札参加申込書の提出

令和7年10月29日（水）正午まで（必着）

入札を希望する方は、入札参加申込書（第1号様式）等の必要書類（P.4～参照）を提出してください。

提出方法は、書類の直接持参に限ります。郵送、電話、FAX、電子メールによる申込みはできません。

【提出先】志木市学校教育課 教育支援グループ

4 開札の実施

1 日時 令和7年10月31日（金）午後2時開始

2 会場 志木市役所1階 中会議室1-1

※職員にて会場へご案内します。開始5分前までに2階学校教育課へお越しください。

5 契約

開札終了後、所定の期日までに志木市と締結していただきます。

契約にあたっては以下の書類が必要となります。※入札参加申込時に提出

(1) 小型家電リサイクル法第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、埼玉県を含んでいるものに限る。）、または資源有効利用促進法の認定を受けていることを証明する書類。

(2) 小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの令和6年度の処分実績を示す書類。

6 履行期限

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで。

令和 7 年度志木市立小・中学校使用済 GIGA スクール端末 末売却（一般競争入札）実施要領

志木市では、小中学校で使用したタブレット端末の売却にあたり、データ消去等、適正な処分及び買い取りが可能な事業者を募集します。「処分作業を踏まえた、端末の買い取り合計金額」の競争入札により事業者を決定します。入札への参加を希望される方は、本募集要領及び仕様書をよくご覧になり、落札後の辞退や契約期間中の撤退がないよう十分ご検討の上、参加してください。

1 売却・処分対象品

※予定数量・引渡し場所等については、仕様書別紙をご覧ください。

対 象 品 名	GIGA スクール端末 (Apple iPad 第 8 世代 Wi-Fi モデル)
	付属品 (AC アダプタ)
最低売却価格	33, 110, 000 円 (消費税含む)

2 応募資格要件

次の要件を満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) ①使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。) 第 10 条第 3 項の認定 (使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、埼玉県を含んでいるものに限る。) を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。) に基づく製造事業者であること。
②小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績 (前年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条 2 号から 6 号までに規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団関係業者を利用していないこと。役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 11 年法律第 147 号) に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更正手続の申立をしていない者であること。
- (6) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生の申立をしていない者であること。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。

3 データ消去

(1) 志木市立小中学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）において認定を受けた再資源化事業計画に従い、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化する。GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、4. 処分方法 に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。

(2) 履行期間

契約の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 引渡しの方法

原則、仕様書別紙に定める場所にて予定数量の端末の引渡しを行う。

なお、対象品を引渡す時期について、令和 8 年 2 月頃からを予定しているが、市および事業者は、引渡す日時について事前に協議を実施する。事業者は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

4 処分方法

事業者は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- (1) 「小型家電リサイクル法」を遵守し、事業者が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- (2) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- (3) 処分（再使用・再資源化）にあたっては、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（2024 年 1 月改訂、「以下セキュリティガイドライン」という。）に基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は 2mm を目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- (4) データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業員名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、志木市が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を 5 年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (5) GIGA スクール端末を再使用する場合は、志木市が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

5 質問書の提出及び回答について

- (1) 提出期限
令和7年10月17日（金）午前10時まで
- (2) 提出方法
質問書（第4号様式）を、電子メールで提出してください。
- (3) 提出先
志木市学校教育課 教育支援グループ
電子メールアドレス：g-kyouiku@city.shiki.lg.jp
- (4) 質問への回答
令和7年10月22日（水）までに、全ての質問と回答を市のホームページに掲載します。

6 入札参加申込

入札への参加を希望する方は、(5)の書類を提出してください。

- (1) 提出期限
令和7年10月29日（水）正午まで
- (2) 受付時間
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出方法
提出方法は、書類の直接持参に限ります。郵送、電話、FAX、電子メールによる申込みはできません。
- (4) 提出先
志木市学校教育課 教育支援グループ
- (5) 提出書類

	提出書類
①	入札参加申込書（第1号様式）
②	誓約書（第2号様式）
③	直近1年分の納税証明書（法人市町村民税）
④	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
⑤	小型家電リサイクル法第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、埼玉県を含んでいるものに限る。）、または資源有効利用促進法の認定を受けていることを証明する書類
⑥	小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績を示す書類

※提出書類は、返却しません。

7 入札保証金について

入札参加者は、次のとおり、事前に入札保証金を納付してください。

- (1) 納付期間
申込書類を提出した日から令和7年10月29日（水）まで
- (2) 納付書類
入札参加申込書の提出時、学校教育課窓口（志木市役所2階）で現金払込書を発行し

ます。

(3) 納付場所

- ア 志木市役所内埼玉りそな銀行派出所
- イ 市民サービスステーション又は柳瀬川駅前出張所
- ウ 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、川口信用金庫、東和銀行、中央労働金庫、東京信用金庫、埼玉縣信用金庫、りそな銀行、巢鴨信用金庫又はあさか野農業協同組合

8 入札保証金納付に際しての注意事項

- (1) 入札保証金は、入札しようとする金額の100分の5以上（1,000円未満切り上げ）に相当する金額を納付してください。
なお、入札保証金が入札価格の100分の5に満たない額の入札は無効になりますので、それを見越した上で、必要な金額を納付するようにしてください。
また、納付予定日・納付金額について、納付前に必ず学校教育課まで、電話ないし電子メールにて、ご報告ください。
- (2) 落札に至らなかった方は、入札終了後、入札保証金を指定された口座に振り込みますので、入札保証金返還請求書（第7号様式）を入札日当日に受付へ提出してください。
なお、請求書の口座名義は必ず申込者本人のものとします（返還は、入札日より約3週間程度の期間を要しますのでご了承ください。）。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、原則、契約保証金の一部に充当します。
- (4) 還付又は充当する入札保証金には、利子は付しません。
- (5) 落札者が売買契約を締結しないとき（落札後、本実施要領の入札参加資格に抵触していることが判明し、その入札が無効となった場合を含む。）は、入札保証金は市に帰属します。

9 入札参加の辞退について

入札参加申込書提出後、都合により入札参加を辞退する場合は、入札参加辞退届（第5号様式）を提出してください。
なお、参加を辞退された場合でも、既に提出した書類は返却しませんので、御了承ください。

10 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年10月31日（金） 午後2時から
- (2) 場所
志木市役所庁舎 1階 中会議室1-1
※職員にて会場へご案内します。開始5分前までに2階学校教育課へお越しください。
- (3) その他
 - ア 入札当日、入札書（第3号様式）の他、入札保証金の納付状況を確認するため、現金払込書兼領収書を持参してください。
 - イ 入札当日の受付は、入札開始時刻の15分前から入札会場で行います。入札開始時刻までに受付をしてください。代理人をして入札する場合は、委任状（第6号様式）を提出してください。

ウ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加することができません。

11 入札方法等

(1) 入札方法

ア 入札にあたっては、所定の入札書（第3号様式）を使用してください。

イ 入札書の押印は、印鑑登録されたものを使用してください。

ウ 入札書は、次の例のとおり作成した封筒に入れ、封緘したものを提出してください。（印鑑は、入札書に押印したものと同一ものとします。）。

(表)

志木市長 様	
令和7年度志木市立小・中学校使用済 GIGA スクール端末売却 入札書 在中	
住所（所在地）	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
氏名（法人名・代表者名）	〇〇〇 〇〇〇 (印)
(代理人氏名)	代理人 〇〇〇 〇〇〇

(裏)

(印)	(印)	(印)
-----	-----	-----

(2) 入札金額

入札書（第3号様式）に記載する買い取り金額（合計）は、契約金額総額とし、契約金額総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

買い取り金額（1台あたり単価）についても、契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

【注意】

契約金額は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）となります。

(3) 代理人による入札

ア 代理人により入札する場合は、委任状（第6号様式）が必要となります。

イ 委任状は、入札日当日の入札開始までに職員に提出してください。

ウ 委任状には、委任者の印鑑（印鑑登録されたもの）と受任者の使用印の両方を押印してください。この場合、入札書の押印には、委任状に押印された代理人使用印を使用してください。

(4) 無効な入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者が行った入札
- イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人による場合も含む。）
- ウ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- エ 不正行為による入札
- オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
- カ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- キ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ク 申請書及び添付書類に虚偽の記載を行った者の入札

(5) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。

(6) その他

- ア 提出した入札書は、その理由の如何を問わず、書換え、引換え、撤回をすることはできません。
- イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

12 落札者の決定

- (1) 市が定める最低売却価格以上で最高の価格をもって、有効な入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、再度、入札を行い、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定します。なお、再入札は2回までとします。
- (3) 入札参加者が1者の場合も、入札は成立するものとします。

13 売買契約の締結

- (1) 落札者と決定された者（以下「買受人」といいます。）は、落札者決定通知を送付してから7日以内に学校教育課と売買仮契約を締結します。
- (2) 仮契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年志木市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を経たときに、これを本契約とします。
- (3) 売買仮契約を締結するにあたり、次の用途に使用することは禁止します。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係業者その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業への用途
 - ウ ア又はイの用に供されることを知りながら、売買物品の所有権を第三者に移転し、又は売買物品を第三者に貸すことはできません。

14 売買代金の納付

売買代金は、次のとおり2回に分けて納付していただきます。

(1) 契約保証金の納付

議会の議決を経て売買仮契約が本契約となった時、売買代金の100分の10以上の金額を契約保証金として、納付していただきます。

なお、納付金額は、入札保証金充当後の差額となります。

(2) 残額の納付

売買代金と契約保証金との差額（残額）を、納付していただきます。

なお、納付期限は、データ消去完了後30日以内とします。

15 売買契約の解除

契約締結後、次に該当する場合、市は売買契約を解除します。

(1) 買受人が契約条項を履行しないとき。

(2) 買受人が売買代金を指定する期日までに納付しないとき。

(3) 買受人について入札参加資格がない（入札参加資格を満たさない）ことが判明したとき。

※ 納付済みの契約保証金については、売買契約が解除となった場合においても市に帰属するものとします。

16 問い合わせ先

(1) 問合せ先

〒353-8501 志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市 教育政策部 学校教育課 教育支援グループ

電話番号：048-456-5367（直通）

(2) 受付時間

受付期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時45分から午後4時まで
（正午から午後1時までの間を除く。）